

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
○過年分の確定申告

■申告の際に

持参するもの

○申告書(住民税申告の方)
○マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証など)
*代理の方が申告する場合

は、委任状および委任された方の本人確認書類

○給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかになる資料

○控除を受けるための証明書

- ・国民年金等控除証明書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの)
- ・寄付金控除の証明書など

○その他

・前年に所得税確定申告書などを提出されている方は、その控

・利用者識別番号を取得済みの方は、その通知

※問い合わせは、住民課

☎ 83-2190

【青梅税務署

からお知らせ】

◆令和5年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(金)から3月15日(金)までです。

還付申告は、2月15日

(木)以前でも提出できます。

令和5年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月1日(木)から3月15日(金)までです。

令和5年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月4日(木)から4月1日(月)までです。

◆申告書作成会場の開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場をつぎのとおり開設します。

〔会場〕 青梅税務署

〔開設期間〕 2月16日(金)

～3月15日(金)(土曜日、日曜日および祝日を除く)

*2月25日(日)は、立川税務署において相談・受付を行います。

〔受付時間〕 午前8時30分～午後4時

・提出は午後5時まで
・相談は、午前9時から

〔入場整理券の配付〕

混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

*入場整理券の配付状況に依りて、受付を早く締め切る場合があります。

〔オンラインによる入場整理券事前発行〕

スマートフォンをお持ちの方はLINEアプリで国税庁の公式アカウントを友だち追加してください。

つぎのQRコードから追加することで、入場整理券

の事前発行を申し込みできます。



*申告書作成会場は非常に混み合うことから、早期の申告、または、ご自宅で申告をすることを勧めます。

◆自宅からのe-Taxについて

確定申告は、ご自宅でスマホによるe-Tax申告がおすすです。「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- ①税務署への書類が持参不要
- ②印刷・郵送代が不要
- ③添付書類が不要(一部の書類は除きます)

④24時間いつでも利用可能(確定申告期間のみ)

⑤早期還付の実現



◆キャッシュレス納付について

国税の納付手続きは、大変便利なキャッシュレス納付をぜひご利用ください。

つぎのとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択していただき、納付手続きを行ってください。

なお、納付手続きは電子記録により確認が可能です。(確定申告期に便利なキャッシュレス納付手続き)

- ・インターネットバンキングを利用した納付
- ・クレジットカード納付
- ・スマホアプリ納付
- ・振替納税



※問い合わせは、青梅税務署 ☎ 22-3185